

西千代ヶ丘防災会規約

【目 的】

第1条 住民相互の共助の精神に基づいた自主的な防災活動を行うことで、地震や風水害等の災害による被害の防止および軽減を図り、「安全、安心なまちづくり」を目的とする。

【事務所】

第2条 事務所を、西千代ヶ丘集会所に置く。

【組 織】

第3条 防災会は、自治会員全員で構成する他、以下の役員・委員を置く。

- (1) 会 長 自治会会長が兼務 1名
- (2) 副会長 環境担当自治会副会長が兼務 1名
- (3) 委 員 企画運営班、災害対策本部、救護班、救援活動班、災害時要連絡班に適数

【運 営】

第4条 防災会は第1条の目的のため、以下の各班を設ける。

- (1) 企画運営班は、第5条の防災会活動に必要な企画立案、運営を行う
また、安否確認システムに関し住民及びシステム契約先との窓口となる
- (2) 災害対策本部、救護班、救援活動班、災害時要連絡班の各班は、企画運営班と協議し災害時・日常時に必要な活動を行う

【活 動】

第5条 防災会の活動は以下の通りとする。

- (1) 防災活動の普及啓発に関すること
- (2) 災害発生時の安否確認・情報収集・状況連絡、初期消火、救出・救護に関すること
- (3) 日常における防災情報の収集・伝達等の活動に関すること
- (4) 防災訓練、安否確認訓練の実施に関すること
- (5) 災害時に使用する資機材の整備・保管に関すること
- (6) その他防災会の活動に必要な事項

【会 義】

第6条 会議の開催は以下の通りとする。

- (1) 代表者会議は企画運営班とリーダー・サブリーダーが出席する
- (2) 全体会議は、委員全員が出席する

第7条 会議は主に以下の事項を審議する。

- (1) 防災活動に関すること
- (2) 防災訓練に関すること
- (3) 予算・決算に関すること
- (4) その他必要な事項

【会 計】

第8条 防災会活動に必要な費用は自治会費から支出される。

【付 則】

この規約は2024年4月1日より施行する

この規約は2026年3月14日に改訂し、2026年4月1日から施行する